

平成28年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

平成29年2月21日

2月21日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第3条の規程による許可処分の取消願について
日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

- | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番 | 松 枝 和 夫 | 2番 | 越 川 定 勝 |
| 3番 | 富 澤 克 彦 | 4番 | 寺 島 美 幸 |
| 5番 | 飯 森 孝 | 6番 | 片 野 壽 夫 |
| 7番 | 海 老 澤 武 | 8番 | 高 松 多 可 史 |
| 9番 | 鵜 澤 幹 司 | 10番 | 林 藤 江 |
| 11番 | 菅 谷 樹 雄 | 13番 | 篠 塚 正 悟 |
| 14番 | 高 木 甚 一 | 15番 | 伊 藤 は つ 子 |
| 16番 | 高 木 重 樹 | 17番 | 伊 藤 寛 |
| 18番 | 栗 林 利 男 | | |

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

- 12番 内 山 勝 己

1. 事務局職員出席者

- 事務局長 八 本 栄 男 管理班長 飯 田 利 彦

農地班長 越 川 泰 克 副 主 幹 林 光 夫
主任主事 佐々木 卓 也

開会 午後 3時04分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は17名です。欠席委員は、12番 内山勝己委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 飯森 孝委員、14番 高木甚一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、2番、7番の案件は、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、譲受人である後継者と使用貸借権の再設定を行うものであります。

次に、整理番号3番の案件については、譲渡人が農業経営を後継者に移譲するため、贈与により所有権移転するものであります。

次に、整理番号4番、5番、6番、13番、14番、15番、16番、17番の案件については、譲受人が農業経営規模拡大を図ることを目的として、売買または贈与により所有権移転を受けるものであります。

次に、整理番号8番と9番は関連案件であります。

お互いに耕作の利便を図るため、農地交換により所有権を移転するものであります。

整理番号10番、11番、12番は関連案件であります。

譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に新規参入するため、賃借権設定により農地を借受けるものであります。

以上、17件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 高木甚一委員。

14番高木委員 議案第1号 去る、2月13日（月曜日）午後1時30分より市役所3階301会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は17件であります。

写真および書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号1番および2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号1番および2番の申請は、それぞれが、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、2件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 整理番号3番、4番、5番、6番の4件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番、4番、5番、6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号3番の申請は、父親から息子へ農地を一括贈与により譲り渡すものです。

父親は高齢のため農業経営を息子に譲り、後継者である息子が農業経営を開始するものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続いて4番、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。

譲渡人は、農業経営を廃止する意向があることから、譲受人の自作地に隣接している申請地について、お互いに協議が整い申請されたものです。

申請地は、作付良好な優良農地であり、譲受人の自宅からも近く、通作の利便性が良いことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

す。以上のことから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続いて、整理番号5番、譲渡人が相続により取得した農地を譲受人が贈与にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

申請地は、現在遊休農地となっておりますが、譲受人が農地に復元し、さつまいも栽培を計画しております。譲受人は、昨年12月農地所有適格法人として農業経営に参入されました、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇でもあり、確実な農業経営の実施と良好な維持管理が行われると思われま

す。以上のことから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

最後に、整理番号6番ですが、譲受人の自作地に隣接している耕作利便な農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

譲受人は、平成28年12月に隣接農地を取得しており、今回、更なる耕作面積の拡大を希

望し、譲受人と協議が整ったものです。今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、4件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 整理番号7番、8番、9番、10番、11番、12番の6件について、8番 高松委員。
8番高松委員 整理番号7番、8番、9番、10番、11番および12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号7番の申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号8番、9番の申請は、お互いに耕作の利便を図るため、交換により所有権移転するものです。

対象農地は、20年以上前から、自作地に隣接している相手方の農地を借受けて耕作しており、正式に交換する旨の協議が整ったことから、今回の申請となったものです。従前よりお互いに耕作しており、今後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号10番、11番および12番の申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、組合員である譲渡人の農地と賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、主食用米、飼料用米、WCSなど水稻栽培を主として計画しており、経営面積は55ヘクタールを目標としております。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、5件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、整理番号13番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便な農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものであります。

申請地は、一団として耕作利便な農地であり、譲受人は畑作を中心に約10ヘクタールを超える耕作面積を有し、作付状況も良好であります。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を

満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、整理番号 14 番、15 番の 2 件について、14 番 高木委員。

1 4 番高木委員 整理番号 14 番および 15 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号 14 番の申請は、譲受人が従前より借受けている農地を売買にて譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

対象農地は、単独での耕作が困難な細長い農地で、現況は譲受人の借受地と一体となっております。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

整理番号 15 番の申請は、譲渡人は非農家で農地を処分したい意向があり、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、お互いの協議が整い、売買にて所有権移転するものです。

対象農地は、譲受人の自作地に隣接している耕作利便な農地であり、従前より借受けて耕作しております。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、2 件について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、整理番号 16 番、17 番の 2 件について、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 整理番号 16 番および 17 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

整理番号 16 番の申請は、譲受人が自宅に接続した利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は作付良好な優良農地であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

整理番号 17 番の申請は、対象農地 3 筆が一团となっている耕作利便な農地を譲受人が売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

現在、申請地は遊休農地となっておりますが、耕作再開が十分可能な農地と思われることや、譲受人は 1 町歩以上の水田耕作面積を有していることから、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、2件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番の案件について、転用目的は太陽光発電施設用地であります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地で第2種農地と判断します。

なお、整理番号1番は、議案第3号の整理番号4番と関連します。

以上、2件について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 高木甚一委員。

14番高木委員 議案第2号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

写真および書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番および2番の案件について、写真および書類等で審査した結果、実効性等問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号1番、2番の2件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番および2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この案件は、議案第3号整理番号4番と関連案件になっております。

場所ですが、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の向かい側の土地になります。

申請人は、休耕地を活用し、安定した収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画です。雨水については、自然浸透によって処理し、素堀り、側溝により対処し、隣接地への土砂流出を防止することです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号2番の場所については、整理番号1番の隣接地であります。

申請人は、兼業農家で長年耕作してきましたが、労力低下により、維持管理が困難なため、太陽光発電設備を設置する計画です。雨水については、自然浸透処理とのことです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、2件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、2番、3番、4番、7番、9番の案件について、転用目的は太陽光発電施設用地であります。

権利の内容については、1番と4番が地上権設定、2番、9番が所有権移転、3番と7番が賃借権設定です。

農地区分は、すべて農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断します。

なお、整理番号2番については、譲渡人が所有する山林を含めての一体開発となります。

次に、整理番号5番および6番は関連案件であります。

転用目的は、農業用施設用地で、権利の内容については、賃借権設定です。

農地区分は、農振農用地ではありますが、平成29年1月10日付けで、用途区分の変更を承認されており、不許可例外事由一覧表のBに該当します。

次に、整理番号8番の案件について、転用目的は駐車場用地で、権利の内容については、賃借権設定です。

農地区分は、第1種農地ではありますが、不許可の例外事由一覧表のOに該当します。

以上、9件について、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 高木甚一委員。

1 4番高木委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は9件であります。

このうち、整理番号2番、5番、6番については現地調査を行い、その他の案件につきましては、写真および書類等により審査を実施いたしました。

審査した結果について報告いたします。

現地調査および書類等で審査した結果、実効性等問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇の〇〇方面から〇〇〇〇方面に向かいまして、〇〇地区の〇〇〇〇〇の手前の〇〇を〇〇しまして、〇〇メートル位進みますと〇〇〇〇の上を通りまして、すぐまた〇〇をしまして〇〇メートル位行った〇〇に位置します。

譲受人は、太陽光発電業を営む法人であり、収益を得るため、適地を探していたところ、地上権の協議が整った申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水については、軽く転圧をかけるのみで、敷地内浸透とのことです。

また、隣接農地所有者3名からの同意も得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、整理番号2番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇より〇〇方面へ約〇キロ、〇〇〇〇〇〇の隣り約〇〇メートル先です。

譲受人は〇〇業を営む法人であり、申請地と隣接した山林を一体利用し、有効活用が図れる申請地へ太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は、敷地内浸透とのことです。隣接農地所有者はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、整理番号3番、4番、5番、6番の4件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番から6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

整理番号3番の場所についてですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇の方面へ向かい〇〇〇〇〇〇〇を過ぎ〇〇メートルほど〇を〇〇し〇メートルほど直進したところです。

譲受人は、太陽光発電業を営む法人であり、日当たりが良好で、より大きな収益を上げるため、申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水については、転圧をかけ、敷地内浸透とのことです。

隣接農地所有者からの同意を得ておりますが、住居が近くにあるため、施工に当たっては隣接者の意見を聞き理解を得ることを条件に同意いたしました。

また、資金計画については適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

整理番号4番については、議案第2号整理番号1番と関連案件になっており、場所についても隣接しております。

譲受人は、休耕地を有効活用し、安定した収入を得るため、議案第2号整理番号1番の農地と一体利用して太陽光発電設備を設置する計画です。

隣接農地所有者は譲渡人であり、同意も得ております。また、議案第2号整理番号1番と同様に素堀り、側溝により対処し、土砂流出防止を図るとのことです。

資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

整理番号5番と6番については、関連案件となっております。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を〇〇〇〇メートル〇側にあります。

譲受人は、主に農産物の生産・加工を営む法人で、近年、野菜の取扱量が増加しており、既存敷地や建物では、許容量を超えた状態になっていることから、敷地の拡張および施設の増築を行う計画となっております。

用水、汚水については、利用を考慮せず、雨水については、場内に排水溝を設置し、既設側溝へ放流するとのことです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

議 長 整理番号9番について、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 整理番号9番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇およそ〇〇メートルに位置します。
譲受人は、〇〇業を営む法人であり、申請地と隣接した土地を一体利用し、有効活用が図れる申請地へ太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は、敷地内浸透で堰堤を設置し隣接地へ土砂流出を防止するとのことです。隣接農地所有者は譲渡人で同意を得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成28年度第11次農用地利用集積計画1番から169番までの申請であります。

議案書の17ページから91ページです。

所有権移転が2件、田で17,575㎡です。

次に、賃借権設定の新規92件、373,122.56㎡、このうち田が334,988.56㎡、畑が38,134㎡です。

続いて、賃借権設定の再設定が63件、282,807㎡、このうち田が273,101㎡、畑が9,706㎡です。

次に、農地中間管理事業分について、使用賃借権設定の新規1件、田で835㎡であります。

次に、賃借権設定の新規11件、82,085㎡、このうち田が78,929㎡、畑が3,156㎡です。

以上、169件の第11次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号11番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号11番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号11番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第4号 整理番号74番、134番、155番の3件について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号74番、134番、155番の3件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号74番、134番、155番の3件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の4件を除く165件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の4件を除く165件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の4件を除く1165件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書の整理番号1番から13番までの申請です。

議案書の92ページから100ページです。

使用貸借権設定の新規1件、田で835㎡です。

次に、賃借権設定の新規12件、82,085㎡で、このうち田が78,929㎡、畑が3,156㎡です。

以上、13件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号8番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号8番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く12件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く12件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の1件を除く12件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第4

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第3条の規程による許可処分の取消願いについて。下記のとおり農地法第3条の規程による許可処分取消願の提出があったので報告する。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

取消願は1件であります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件であります。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は30件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年2月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は7件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時01分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人